令和6年度　学校開放事業

神奈川県立相模原支援学校施設利用について

1　開放日時等

・学校行事など特別な事由がある場合は除きます。

・施設開放予定表をホームページに掲載していますが、変更になる場合があります。ご了承ください。

（開放日）	土曜日及び日曜日
（開放時間）	9:00～12:00、13:00～16:00

2　開放施設等

・その他の使用備品については、各団体で持参してください。

（開放施設）	体育館及び体育館横トイレ
（使用可能な備品）	バトミントン用のポール・ネット、バレーボール用のポール・ネット、得点板

※合唱、演劇、楽器演奏、大音量での音響機器の利用等の大きな音が出る活動はご遠慮いただいております。活動内容についてご相談等がありましたら、学校までご連絡ください。

3　学校施設利用の申込み方法、承認の確認方法等

（1）申込方法

利用の申し込みは、2ヵ月ごとに受け付けます。次のとおり、施設利用申込書（様式４）により申込んでください。

締切厳守でお願いします！

5・6月の利用　：　4月1日～15 日に申込み
7月の利用　：　6月1日～15 日に申込み
9・10 月の利用　：　7月1日～15 日に申込み
11・12 月の利用　：　10 月1日～15 日に申込み
1・2月の利用　：　12 月1日～15 日に申込み

申込みは、学校事務室に提出、郵送またはweb（フォームメール）のみとします。

（2）承認の確認方法

・施設利用登録承認書（様式3）に調整結果を確認するための登録団体名をA～Zのアルファベットで記載しておりますので、ご確認ください。

・利用を承認された後、利用できなくなった場合には、速やかにご連絡ください。

学校で調整の後、「施設開放調整結果」を相模原支援学校のホームページに掲載しますのでご確認ください。また、施設利用承認書（様式5）を該当月の初めての利用日にお渡ししますので、お受け取りください。

相模原支援学校ホームページ→地域の方へ→学校施設開放
→申込みについて　4　施設開放予定第1期～第3期ページ→地域連携
→学校施設開放のページへ→施設開放予定表及び調整結果

4　利用の不承認・取消等

次のような場合は、（利用承認後であっても）利用をお断りいたします。

①特定の政党や宗教団体の支持若しくは反対のための利用その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
②営利を目的とした利用
③公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
④申込内容に反する利用
⑤その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

5　利用の仕方

利用当日（利用前）

①正門の鍵は開いています。車で来校された際は、門を開けて校内にお入りください。
　また、防犯のためその都度、門は閉めてください。
②お車は、校舎前庭の駐車スペースに駐車してください。 ※6その他（4）参照
③利用代表者は、事務室受付で、学校施設管理員（以下、施設管理員）から、学校施設開放用ファイルを受取り、照明設備及び冷暖房設備の使用について確認をお願いします。

〇学校施設開放用ファイルに入っている物
　①施設利用日誌（様式7）
　②緊急連絡先（QRコード）
　③施設・設備破損届（破損があった場合のみ記入してください）
　④施設利用登録承認書（様式5）※該当月の最初のご利用日のみ

④管理員と一緒に体育館棟に行き、施設管理員が体育館棟の鍵を開けます。
⑤照明設備、冷暖房設備を使用する場合は、この時点で施設管理員が対応します。

利用当日(利用後)

①利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用設備等は元に戻す等利用前の状態に戻してください。
②忘れ物がないよう確認をし、ゴミはすべてお持ち帰りください。
③窓の開閉、暗幕の開閉をした場合は、必ず窓は閉め、暗幕も元に戻してください。
④利用代表者は、施設利用日誌等を記入し、学校施設開放用ファイルと共に事務室へ提出し、施設管理員と体育館棟でその確認をお願いします。

6 その他

(1)各設備の使用及び利用料

当日の天候や環境等に応じて、以下の設備を使用する場合は、事前に学校までお知らせいただき、施設管理員にお申し出ください。設備の管理はすべて施設管理員が行います。各設備を使用した場合は、利用料を納付していただきますのでご承知おきください。利用した月の翌月 20 日頃を目途に納入通知書を郵送させていただきますので、納付期日までにお支払いください。

＜利用料＞

設備	単 位	金 額 (うち消費税及び地方消費税相当額相当分)
照明	1回(2時間)	440 円(40 円) ※延長1時間ごとに 220 円追加
冷房	1時間	1,710 円(155 円)
暖房	1時間	2,580 円(234 円)

(2)保険の加入

万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。なお、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

5人以上のグループでのご利用の場合は、「スポーツ安全保険」(1年間有効)に加入できます。
【取扱機関】 (公財)スポーツ安全協会神奈川支部
〒221－0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町3－1
県立スポーツ会館 神奈川県体育協会内
電話番号:045－311－0653

（4）校内の交通ルール

①正門から出入りをお願いします。

②前庭（正門入った場所）に駐車してください。民家側を前に、校舎側を後ろにして駐車してください。
校内では徐行し、安全な利用をお願いします。

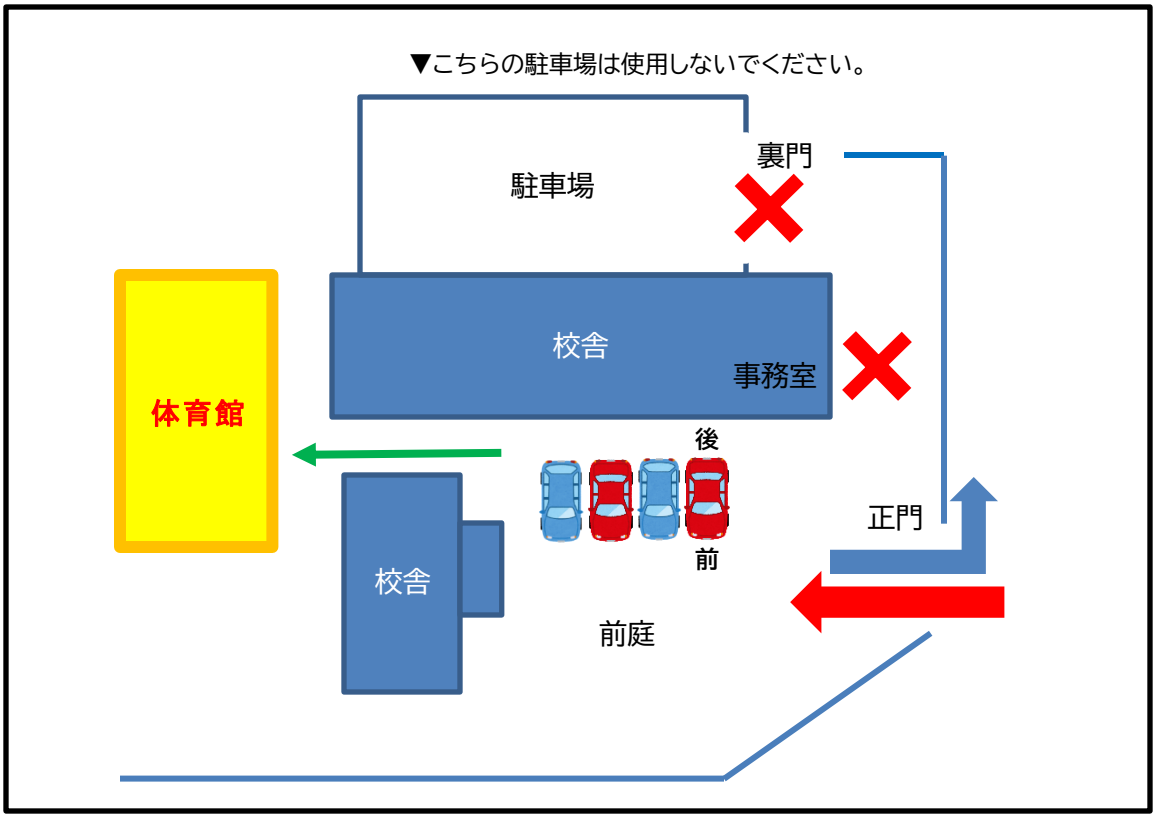

（3）守っていただきたいこと

①学校敷地内は全面禁煙です。また、学校の外周道路も条例により禁煙となっています。

②指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。

③利用にあたっては、事故のないよう責任をもって安全に努めてください。

④利用中は門扉を閉めてください。

⑤利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。
警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、施設管理員に必ずご報告してください。

⑥利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、施設・設備破損届を必ず提出してください。
なお、利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただく場合があります。